

摂津市協働のまちづくり推進条例

～みんなが育む つながりのまち 摂津～ (概要)



摂津市では、第4次総合計画において、めざす将来像を「みんなが育む つながりのまち 摂津」と定め、協働によるまちづくりを進めてきました。

平成28年11月には、摂津市自治連合会、摂津市老人クラブ連合会、摂津市民生児童委員協議会及び(社福)摂津市社会福祉協議会の4つの団体と摂津市で「つながりのまち摂津をみんなで育もう」との共同アピールを宣言し、「つながりのまち摂津」連絡会議を発足しています。

このたび、地域社会を構成する市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者など多様な担い手と行政が連携・協力した協働のまちづくりをより一層推進するため、「摂津市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。

令和7年7月1日施行
摂 津 市

「協働のまちづくり」ってなに？ (前文・第1条:条例の目的)

◆現状と課題

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など社会構造の変化や、ライフスタイル・価値観の多様化などにより、自治会、町会等の地域コミュニティが希薄化してきています。また、地域で抱える課題や市民ニーズも複雑化・多様化しており、行政だけでは市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応や課題の解決をすることが難しくなっています。

◆多様な担い手による「協働のまちづくり」

そのような状況の中、これからの地域社会においては、市民公益活動団体や事業者など多様な担い手と行政が連携していくことが必要となってきます。

そのためには、市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者による地域活動や市民公益活動を活発化し、多様な担い手による「協働のまちづくり」を広げていくことが重要です。



- **「市民」とは(第2条第2号)**
市内に居住する人だけでなく、市内に通勤・通学している人も「市民」と規定しています。

- **「地域コミュニティ団体」とは(第2条第3号)**
自治会、町会など地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を行うことを目的とする団体をいいます。

- **「市民公益活動団体」とは(第2条第4号)**
市民公益活動(※)を継続的に行う団体をいいます。

- **「事業者」とは(第2条第5号)**
市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。ただし、市民公益活動団体を除きます。

- **「市民等」とは(第2条第6号)**
市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体及び事業者をいいます。

- **「多様な主体」とは(第2条第6号)**
市民等(市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者)及び市をいいます。

※「市民公益活動」とは(第2条第7号)

市民生活の向上や地域課題の解決を目的として自主的かつ主体的に行われる活動をいいます。

「協働のまちづくり推進」の3つの原則 (第3条:基本原則)

協働のまちづくりの推進にあたっては、3つの原則によって進めることが大切です。

【対等及び自主性・自立性尊重の原則】

多様な主体は、相互に対等な立場で自主性や自立性を尊重することが大切です。

「協働のまちづくり推進」 の3つの原則 (基本原則)

【相互理解・相互連携協力の原則】

多様な主体は、それぞれの特性や役割を理解し、相互に連携・協力していくことが大切です。

【情報共有の原則】

多様な主体は、相互に必要な情報を提供し、共有していくことが大切です。

地域の「多様な主体」に求められる役割 (第4条～第8条)

市民一人ひとり、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者、市などの地域社会を構成する多様な主体が、それぞれにできることを分担しながら、相互のパートナーシップを発揮し、地域の課題に取り組んでいきましょう。

● 市民 (第4条)

- 自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動や地域活動に参加するように努めましょう！
- 市政に関する情報に関心を持ち、積極的に情報を収集するように努めましょう！
- 自らが居住する区域の地域コミュニティ団体に加入するように努めましょう！

● 地域コミュニティ団体 (第5条)

- 地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に取り組むように努めましょう！
- 自らが行う地域活動の情報を発信し、地域住民が参加しやすい環境づくりに努めましょう！

● 市民公益活動団体 (第6条)

- 自らが行う活動の社会的意義を理解し、その専門性、迅速性、柔軟性等を生かして、まちづくりに取り組むように努めましょう！
- 自らが行う活動に関する情報を分かりやすく市民等に提供することにより、その理解と参加が得られるように努めましょう！

● 事業者 (第7条)

- 地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するように努めましょう！
- 市民公益活動に対する支援に努めましょう！

● 市 (第8条)

- 協働のまちづくりの推進のために必要な施策を策定し、実施します！
- 市の職員に対し、協働のまちづくりに関する理解を深めるための研修を実施します！



「協働のまちづくり推進」の方向性（第9条、第11条、第12条）

◆ 市民公益活動の支援及び協働の推進（第9条）

市は、市民公益活動団体の自主性や自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに、市民等との協働を推進していきます。

◆ 基本的施策（第11条）

市は、市民公益活動を支援するとともに、市民等との協働を推進するため、次の施策に取り組んでいきます。

- ① 協働のまちづくりに関する情報の収集や提供に関すること。
- ② 協働のまちづくりの担い手の育成や協働のまちづくりを支える人材の支援に関すること。
- ③ 市民公益活動や協働の重要性についての認識、知識等を深めるための学習機会の提供に関すること。
- ④ 市民公益活動の促進に必要な体制の整備や充実に関すること。
- ⑤ 市民公益活動に対する財政的な支援に関すること。
- ⑥ その他市民公益活動の支援や市民等との協働の推進に関し必要なこと。

◆ 協働のまちづくり推進月間（第12条）

協働のまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、毎年2月を「協働のまちづくり推進月間」とします。

「協働のまちづくり推進」の仕組み（第10条、第13条）

◆ 協働のまちづくり推進計画（第10条）

協働のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「協働のまちづくり推進計画」を策定します。

◆ 協働のまちづくり推進委員会（第13条）

有識者や市民等を代表する人などで構成する「協働のまちづくり推進委員会」を設置します。

協働のまちづくり推進計画や協働のまちづくりの推進に関する重要事項について、意見を述べます。

みんなが育む つながりのまち 摂津

市民・地域コミュニティ団体のメリット

- まちづくりへの関心や参画意識が高まります。
- 地域住民との連帯感が向上し、協力の輪が広がります。

協働による 課題解決

市のメリット

- 市民等が持つ柔軟性、迅速性、専門性を生かした施策展開が可能になります。
- 新規事業や既存事業の見直しにつながり、効果的な行政運営ができます。

市民公益活動団体・事業者のメリット

- 社会的認知度が向上し、信頼性を高めることにつながります。
- 社会貢献活動をより発展させていくことができます。

まちの課題

摂津市協働のまちづくり推進条例（概要）

摂津市 生活環境部 自治振興課

摂津市三島1丁目1番1号 TEL:06-6383-1111（代表）